

佐賀県告示第 176 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 28 年 3 月 19 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 28 年 3 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 { [ビス(4 フルオロフェニル)メチル]スルフィニル}アセトアミド(通称名：Bisfluoromodafinil)及びその塩類
- (2) 化学名 2 (4 フルオロフェニル) 3 メチルモルフォリン(通称名：4-FPM)及びその塩類
- (3) 植物名 *Mitragyna speciosa* (通称名：Kratom) 及びその近縁植物(ただし、*Mitragynine* 又は *7a-Hydroxy-7H-mitragynine* を含有するものに限る。)
- (4) 化学名 (E) メチル=2 { (2S, 3S, 12bS) 3 エチル 8 メトキシ 1, 2, 3, 4, 6, 7, 12, 12b オクタヒドロインドロ[2, 3 a]キノリジン 2 イル} 3 メトキシアクリラート(通称名：*Mitragynine*) 及びその塩類
- (5) 化学名 (E) メチル=2 { (2S, 3S, 7aS, 12bS) 3 エチル 7a ヒドロキシ 8 メトキシ 1, 2, 3, 4, 6, 7, 7a, 12b オクタヒドロインドロ[2, 3 a]キノリジン 2 イル} 3 メトキシアクリラート(通称名：7a-Hydroxy-7H-mitragynine) 及びその塩類
- (6) 化学名 N (2 フェニルプロパン 2 イル) 1 [(テトラヒドロ 2H ピラン 4 イル)メチル] 1H インダゾール 3

カルボキサミド（通称名：CUMYL-THPINACA）

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。